

令和2年度「東部方面斎場（仮称）整備に関する説明会」に対する
ご質問の内容とご質問に対する横浜市の考え方（一次）

○説明会に関する質疑応答（一次）について

受付期間：令和2年3月19日～3月25日

回答公表日：令和3年3月31日

質問件数：4件（提出者1名）

いただいたご質問と、ご質問に対する見解を、次のとおりまとめました。

○お寄せいただいたご質問と横浜市の見解

ご質問の概要		ご質問に対する横浜市の見解
1	敷地面積が、3,000 m ² を超えており、土壤汚染対策法にかかると思いますが、土壤調査の有無や結果を明示していただけますでしょうか。	今後の工事において、土地の形質変更の合計面積が3,000 m ² 以上となる場合は、工事着手の30日前までに土壤汚染対策法に基づく手続きを行います。 その手続きの中で必要に応じて土壤汚染状況調査(地歴調査や土壤分析等)を実施し、土壤汚染があった場合にはホームページ等で結果を公表します。
2	現在はスポーツ広場で廃棄物の懸念は無いと資料に書かれていますが、過去の地形図などの履歴を見てみると、当地は、古い埋立て地であり、埋立材の履歴も不明と推測されるため、土壤汚染の懸念があると思われませんが、どのようにお考えでしょうか。	計画地に係る土地の取得・処分に際し土壤汚染の状況を調べるため、令和元年度に計画地の過去の利用状況を調査し、「特定有害物質による土壤汚染のおそれはない」との結果を得られていることや、斎場事業が特定有害物質を使用しないことをふまえ、環境影響評価（自主）を実施しています。 今後、建設発生土を搬出する際には、その土壤を採取し試料測定を行い、土壤汚染対策法に基づく手続きと合わせ適切に対応してまいります。
3	対象地及び対象地近傍は、過去に貨物線があり、列車由来の汚染（石炭の埋設、バラストからの汚染漏洩）の懸念がありますが、調査等は実施されているのでしょうか。	（回答2に同じ）
4	過去の航空写真を見ますと、対象地には工場のようなものが見えましたが、どのような工場であったかわかりますでしょうか。	過去の記録では、計画地は昭和20年9月に米軍に接收されてから昭和47年10月に全部返還されるまで、横浜貯油施設として使用されていました。